

飯能市契約規則の施行に関する運用基準

(平成12年3月1日決裁)

1 趣 旨

この基準は、飯能市契約規則（平成12年規則第1号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な運用基準を定めるものとする。

2 規則第7条ただし書の規定に関する運用基準

(1) 第7条ただし書中「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、見積額を比較的短い期間で算出することができるよう、仕様書、図面、積算内訳書等をそれぞれの入札参加者に対して配布し、事業の概要、事業実施上の注意事項等について説明するときとする。

(2) 短縮することができる対象と期間

短縮することができるのは、1件の予定価格が500万円以上の場合とし、1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満については、見積期間が「10日以上」とあるのは「5日以上」と、5,000万円以上については、「15日以上」とあるのは「10日以上」とすることができるものとする。

3 規則第9条第1項第4号の規定に関する運用基準

第9条第1項第4号の「その他市長が特別の理由があると認めるとき。」とは、一般競争入札に参加しようとする者が、第2条の規定により市長の審査を受けて資格者名簿に登録されている者であって、落札後契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときとする。

4 規則第21条第1項第4号の規定に関する運用基準

(1) 第21条第1項第4号中「その契約の性質又は目的により」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

災害、事故等により緊急避難的に工事をするとき。

緊急を要する修繕工事で材料費、労務費等の経費を概算することがで

きるとき。

契約の相手方が特定しており、かつ、国、県又は市等において請負、委託等に係る報酬等の算出基準（建設工事積算基準を除く。）が定められているとき。

国（公団を含む。）、地方公共団体その他の公共団体、飯能市土地開発公社、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会、公益社団法人飯能市シルバー人材センター等と契約を締結する場合で、当該契約についてあらかじめ協議するとき。

J A いりま野農業協同組合、西川広域森林組合、入間漁業協同組合、飯能商工会議所、自治会その他の公共的団体と契約を締結する場合で、当該契約についてあらかじめ協議するとき。

（2）前号 及び の場合においては、事業担当者は、請負者から着工前に概算経費を聴取するよう努めるものとする。

5 規則第21条第2項第4号の規定に関する運用基準

第21条第2項第4号中「特殊な修繕」とは、特許を有する機械・設備、その他特殊な機械・設備等を修繕する場合で、他に修繕を行う業者がない場合とする。

6 規則第21条第2項第5号の規定に関する運用基準

第21条第2項第5号の「契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

受給者の希望等によって特定の者に福祉の措置を委託するとき。

予防接種、健康診断等の業務を委託するとき。

医師、弁護士、不動産鑑定士等に業務を委託するとき。

コンピュータ処理業務のうち、既に特定の者が情報を管理している場合で、その管理されている情報を利用しなければ目的を達成することができない業務を請け負わせ、又は委託するとき。

工事の監理業務を当該工事の設計業者に委託するとき。

特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事を発注するとき。

文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事を発注するとき。

実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事を発注するとき。

ガス事業法等の法令等の規定により施工者が特定される工事を発注するとき。

施工中の工事に別途契約で追加工事を発注する場合で、工事施工中の業者に発注することが特に有利であり、かつ、他の業者に発注すると工事施工上支障があるとき。

本体工事と密接に関連する附帯的な工事を発注するとき。

特殊な物品のため特定の者でなければ納入できないとき。

J A いりま野農業協同組合、西川広域森林組合、入間漁業協同組合、飯能商工会議所その他の公共的団体と契約する場合で、他の者と競争する必要性がなく、又は適さないとき。

その他契約の相手方が特定されるとき。

7 規則第21条第3項第4号の規定に関する運用基準

第21条第3項第4号の「その他市長が予定価格を定める必要がないと認めるとき」とは、法令に基づいて取引価格が定められていること、その他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約を締結することが不可能又は著しく困難であると認められるときとする。

8 規則第27条第7号の規定に関する運用基準

第27条第7号の「その他市長が特別の理由があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

施設の維持管理業務、福祉の措置等に関する委託契約において業務の履行の出来高に応じた分割払等をすることとし、かつ、契約を解除し、又は契約の履行が不能となった場合において市が実質的損害を被ること

が生じないと考えられるとき。

保証事業法第5条の規定により保証事業会社の保証に係る契約以外の契約で、契約解除をし、又は契約の履行が不能となった場合において業務の履行の出来高に応じて精算払をすることができ、かつ、市が実質的な損害を被ることが生じないと考えられるとき。

その他契約を解除し、又は契約の履行が不能となった場合において市が実質的な損害を被ることが生じないと考えられるとき。

附 則

この基準は、平成12年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成13年2月15日決裁）

この基準は、平成13年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成14年2月1日決裁）

この基準は、平成14年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成15年2月20日決裁）

この基準は、平成15年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成17年4月13日決裁）

この基準は、平成17年4月15日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成26年2月25日決裁）

この基準は、平成26年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（令和4年3月25日決裁）

この基準は、令和4年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（令和7年12月8日決裁）

この基準は、令和8年1月1日以後に締結する契約について適用する。